

既存の法務省告示基準の審査項目(教育内容に係る部分)

新たに設ける審査項目

	科目設定	修業期間、 授業時間	点検評価	教材	教員数	教員要件	定員	施設設備 (学習環境)	校舎・教室 の面積	教育成果、情報公表等
法務省告示基準	学習目的に即した適切な科目の設定	原則1年以上(35週、760単位時間、1週間当たりの授業時数20単位時間等)	自己点検及び評価(学修成果、教育活動、生徒支援、教育理念、教育環境、財務、法令順守等)	科目に即した適切な教材の設定	・原則生徒20人につき1人以上 ・1/2以上が専任教員 ・25単位時間/1wを超えない 等	・日本語教育養成課程の修了者 ・文化庁届出受理研修の修了者 ・日本語教育能力検定試験合格者 等	・同時に授業を受ける人数は20人 ・増員は8割以上の生徒が在籍 等	・校地、校舎を所有 ・教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設	(校舎)115㎡を下回らず生徒一人当たり2.3㎡以上(教室)生徒一人当たり1.5㎡以上	—
ISO、 その他の基準(大学認証評価等)	—	—	全ての大学等が7年ごとに認証評価機関の評価を受ける(専門職大学院は5年ごと)	—	—	—	—	—	—	審査項目案(例) 【情報公表】 機関及び学習者の義務・責任、評価の方法、費用等 【教育成果】 目標達成度、教育成果の評価の仕組み等 【基本組織・目的】 事務組織・委員会の設置等 必要な運営体制等
留学	告示基準の適用	告示基準の適用	告示基準の適用 + 第三者機関による定期的な審査の実施	告示基準の適用	告示基準の適用	公認日本語教師の配置(全ての日本語教師の要件にするもしくは一部のみ)	告示基準の適用	告示基準の適用	告示基準の適用	新たに審査項目として追加

※「新たに設ける審査項目」の審査基準の詳細については今後検討。